運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社ケアサポートおもいやり（以下、「事業者」という。）が開設する児童発達支援事業所・放課後デイサービスおもいやりキッズ（以下、「事業所」という。）において行う指定障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

２　事業所の従業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

３　事業者は、その提供する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

４　前３項のほか、事業者は、児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　おもいやりキッズ

（２）所在地　　奈良県葛城市脇田 309-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者　１名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

（２）児童指導員　　２名
　　保育士　　２名
　　児童指導員又は保育士は、利用者に対して、適切な指導訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　月・火・水・木・金・、祝日とする。
　　ただし、12 月 29 日から１月３日と、８月 12 日から８月 15 日を除く。

（２）営業時間　　月・火・水・木・金・、祝日
　　午前 9 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。

（利用定員）

第６条　事業所において提供する児童発達支援・放課後等デイサービスの利用定員は、10 名とする。

（指定児童発達支援、放課後等デイサービスの内容）

第７条　事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

１．個別支援計画の作成

２．基本事業

（１）日常生活における基本的動作の訓練

（２）集団生活適応訓練

（３）創作的な活動の指導

（４）給食の指導

３．送迎サービス

事業所の所有する車両により、利用者の自宅と事業所との間の送迎を行う。

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第８条　指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

２　事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの提供にあっては、前項

の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

・日用品費・おやつ代　　1日あたり　　150円

3　事業者は、前2項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4　事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証(第1項については受領証)を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条　事業所の通常の事業の実施地域は、大和高田市、葛城市、御所市、五條市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条　利用者及び保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意します。

（1）室内の機器使用に当たっては従業員の指示に従います。

（2）利用者の体調、健康状態に異常がある場合はその旨申し出ます。

（3）投薬を受けている場合やアレルギーなどがある場合はすべて報告します。

（4）利用者に感染する症病と診断された場合サービスの利用はできません。

（5）貴重品については利用者の責任において管理します。

（6）通所受給者証の内容及び連絡先の変更があった場合は速やかに事務所に報告します。

（緊急時等における対応方法）

第11条　従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第12条　事業者は、事業所において提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスに関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第13条　事業者は、利用者に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡

を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第 14 条　事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2　事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年１回以上行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条　事業者は、利用者に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（３）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（身体拘束の禁止）

第16条　事業所は、指定障害児通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3　事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する留意点）

第17条　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、事業所において適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　　採用時３か月以内

（２）継続研修　　　年２回以上

3　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4　事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

5　事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から５年間保存するものとする。

（委任）

第 17 条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年　4 月 1 日から施行する。